

平成 29 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 29 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	<p>(1) 空間構成</p> <p>①建築物の配置計画 ②ゾーニング・動線計画 ③要求室等の計画 ④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 建築計画</p> <p>①建築物のパッシブデザインの計画 ②要求室の機能性・快適性等 ③図面、計画の要点等の表現・伝達</p> <p>(3) 構造計画</p> <p>①建築物全体の「構造種別・架構形式」、「スパン割り」、「主要な部材の断面寸法」 ②地盤条件及び敷地条件を踏まえた構造計画</p> <p>(4) 設備計画</p> <p>①ダクトルートの計画における空調機械室及びダクトスペースの配置計画</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合</p> <p>①「要求図面のうち 1 面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ②地下 1 階、地上 2 階建てでないもの ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④建築面積が 1,360.8 m²（敷地面積の 60%）以下でないもの ⑤床面積の合計が 2,400 m²以上又は 2,800 m²以下でないもの ⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 客室、エントランスホール、フロント、事務室、ラウンジ、レストラン、地域ブランドショップ、コンセプトルーム、大浴場、トレーニングルーム、多機能トイレ、便所、電気室、機械室、エレベーター、車椅子利用者用駐車場、車回し、車寄せ </div> ⑦その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
採点結果の区分 (成績)	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの 4 段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：37.7%、ランクⅡ：21.2%、ランクⅢ：29.9%、ランクⅣ：11.2%</p>
合格基準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。